

能代市小水力発電導入可能性調査業務委託 プロポーザル仕様書

1 業務名

能代市小水力発電導入可能性調査業務委託

2 業務の目的

本業務は、「能代市次世代エネルギービジョン」に位置付けられている中小水力発電の活用分野において、将来的な発電事業による自主財源確保や、再生可能エネルギー導入による地域共生に向けた取り組みとして、常盤川流域における小水力発電の導入可能性及び事業採算性を検討するために必要な地質調査、地形測量、流量調査等を行うことを主たる目的とするものである。

3 履行場所

市の指定する場所

4 委託期間

契約締結日から令和9年2月12日まで

5 委託業務の内容

(1) 小水力発電導入可能性調査

<調査地点>

次の地点において、小水力発電導入可能性調査を実施する

- ・能代市常盤川（能代市常盤字砥草岱下水 84、能代市常盤字滝ノ沢道 77）

<調査項目>

項 目	内 容
①地質調査	・地盤支持力、地質特性について、スクリーウエイト貫入試験（旧スウェーデン式サウンディング）によるサウンディング・原位置試験を行う。
②地形測量	・計画地点における基準点測量及び UAV による河川オルソ画像作成を行う。
③流量調査	・取水地点において、自記式水位計による河川水位変動の観測及び河川砂防技術基準等を参考に低水流量観測を行う。
④環境調査	・常盤川における小水力発電計画エリアにおいて、魚類（cMiFish）、両生類（Amph16S）、底生生物（gBenthos）の環境 DNA 分析を行う。
⑤報告書の提出	・各種調査結果、課題及び施策提案、事業の経過等を包括的に報告書としてとりまとめること。

※上記調査の実施に当たり、地域の関係者等と合意形成を行うための会議等を開催する場合がある。受託者は、市が指定する会議等に参加し、資料提供や助言及び議事要旨の記録を行うものとする。また、会議等開催の際には、市の求めにより資料提供等を行うものとする。

(2) その他必要な事項

その他、可能性調査を行うに当たって必要な事項があれば実施する。

6 業務の実施体制

- ①本業務の履行にあたり、成果品の品質を担保するため、業務経験を有する者を配置すること。
- ②本業務に支障をきたすことのないよう、必要な人員計画および不測の場合のバックアップ体制等、万全の業務実施体制を整えること

7 担当課との打ち合わせ及び内容の記録

- ①受託者が打ち合わせ内容の記録を作成し、本市と相互に確認を行う
- ②本市において実施する打ち合わせは、月 1 回程度を予定している

8 成果品

- ①調査結果報告書一式
- ②関連資料一式
- ③打ち合わせ議事録一式
- ④上記を格納した媒体

9 成果品提出先

能代市企画部総合政策課企業連携室

10 成果品の検査及び引き渡し

受託者は、本業務完了時に当市の検査を受けなければならない。検査合格後、本仕様に指定された成果品一式を納入し完了とする。

11 注意事項

- (1) 受託者は、この業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
- (2) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次「能代市企画部総合政策課企業連携室」と連絡調整を行わなければならない。
- (3) 本業務は、一般財団法人 新エネルギー財団の「水力発電導入促進支援事業費補助金（事業性評価支援事業）」を活用して行うものであり、同交付金の趣旨を十分に理解するとともに、交付要綱等に基づき実施すること。また、補助金適正化法についても十分に理解した上で業務を実施すること。
- (4) 能代市の環境マネジメント活動について理解、協力し、環境に配慮した活動を行うものとする。
- (5) 成果物の所有権、著作権、利用権は本市に帰属するものとする。
- (6) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は本市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩してはならない。
- (7) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、別途協議のうえ決定するものとする。